

●緑地空間

制度名	概要	根拠	分類
風致地区	都市の風致を維持するために地区を指定し、建築行為等について必要な規制をすることができる。	●都市計画法	規制
緑地保全地区	都市計画区域内の「緑地」で、無秩序な市街化の防止、緩衝地帯、伝統的・文化的意義、又は風致・景観がすぐれたものを地区指定し、建築行為等を原則的に禁止する。	●都市緑地保全法	規制
保存樹、保存樹林の指定	都市の美観風致を維持する上で、重要な役割をもつ樹木又は、樹林を保存樹、又は保存樹林として指定し、その保存を図る。	●都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	規制
生産緑地地区	市街化区域内の農地等のうち、今後も農林漁業用地として利用していく地区を緑地、防災空地として保全するために、建築行為等を規制する。	●生産緑地法	規制

●歴史的空間

制度名	概要	根拠	分類
伝統的建造物群保存地区及び保存事業	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群とその環境を保存するため、地区を指定し、建築行為等を規制するとともに、まち並みの保存を目的に、建造物等の管理、修理、修景等を行なう。	●文化財保護法	規制誘導
重要文化財の指定と保護	指定された建造物等の管理、修理等を行なう。	●文化財保護法	規制

●一般市街地空間

制度名	概要	根拠	分類
美観地区	市街地の美観を維持するために定めるもので、この地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で美観の保持に必要なものは、地方公共団体の条例で定められる。	●都市計画法 ●建築基準法	規制
特定街区	良好な環境と健全な形態を有する建築物及び空気をバランス良く建設、確保し、都市機能に適応した適正な街区を形成する。 この街区内では、建築物の容積率、高さの最高限度、壁面の位置の制限について一律の一般規制でなく、地区特有の規定内容に従い個性的で良好な空間の形成が期待される。	●都市計画法 ●建築基準法	規制誘導
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度、又は最低限度を定める地区で、地区内ではまとまりのあるまち並みの形成が期待される。	●都市計画法	規制
高度利用地区	用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区で、これらの多様な制限によって秩序ある都市景観形成が可能となる。	●都市計画法	規制誘導

制度名	概要	根拠	分類
建築協定 緑化協定	地区の環境を維持増進し、又は改善するために土地所有者等が全員合意の上で、建築物の敷地・本体・設備又は緑化に関する事項で必要なものについて協定を結ぶもので、法律に基づく民間協定。	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法 ●都市緑地保全法 	誘導
地区計画	良好な市街地環境の形成及び保全を図る目的で、道路、公園、緑地の公共空間の整備と建築物等に関し、必要な事項を総合的に定め、地区の特性を活かしたまち並みをつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法 	規制 誘導
総合設計	一般の建築規制に対して、その敷地規模や空地のとり方に応じて地域の環境条件に調和する範囲内の容積率、高さ、斜線制限の緩和を講じ、公開空地など一般の利用に供する空間を設け、まち並みに潤いや開放感をもたらす制度。	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法 	誘導
屋外広告物の規制	まちの美観風致の維持と公衆に対する危害防止のため広告・看板等の屋外広告物を規制する。一般的には禁止地域、禁止物件の指定を行い、広告物の種類、規模を規制している。	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外広告物法 	規制

エ. 市民意識の向上

<広報・啓発>

都市景観は、市民すべてが少なからず関わる共有財産という観点から、景観形成には、市民の深い理解と参加意識が望まれる。しかし、市民は、都市景観の重要性、必要性を感じており、関心は高いが、切実な問題としてとらえ、積極的な行動に結びつく場合は多くはない。これまでまちづくり、環境整備など、都市景観に関連した様々な場面で啓発活動もある程度行われていたが、今後シンポジウムの開催、表彰制度の活用等により景観形成の啓発を恒常的に行っていく。

特に広報の手段は、これまで市政だより、広報誌などであったが、これからは、幅広い層に対して、マスメディアや視聴覚に訴える方法を積極的に利用する。

また、都市景観は、都市イメージをつくりあげる重要な要素でもあることから、観光開発、イベント企画などと連携して、重点的な広報を考えていく。

<教育・学習>

都市景観の向上には、身のまわりの環境の快、不快を敏感に感じ取り、景観を評価できる目や心を養うことがその根本となる。個人の景観を見る目はその体験、育った環境という社会的、文化的背景が大きく影響するもので、市民の美や調和に対する目を永続性をもって育てていく教育、学習に負うところが大きい。学校教育において、現在のカリキュラムには不十分な「都市生活」「社会生活」を身近な問題として、小さい頃から自ら考え、学習することが大切である。また、社会教育としても美しいまちづくり、環境づくりに関する学習活動や、実践行為を通じて、自分達の自然やまちに親しむ機会を設け、まちを知り、愛する心を育てていくことも重要である。

具体的には、都市の将来をみんなで考え、発表する場を設けたり、まちづくりに関する副読本を作成したり、講演会、スライド会などを定期的に開催するなど、市民として主体的にまちづくりに参加する意欲を盛り上げていく。

<ルール・マナー>

景観形成には、建築、土木、造園工事などのハードな面ばかりでなく、人々の日常的な行動、行為も重要なソフトの要因として考えていかなければならない。よく目にするまち中でのタバコの投げ捨て、公園、その他の場所でのゴミ、あき缶の散乱など、一人一人の自覚によって改善されるべき点も多い。

マナー向上のキャンペーンなどにより、まちの美観を守り、雰囲気づくりを支える新たな力となる市民の心づかいや気配りを育てていく。

<基金制度>

すぐれた都市景観は、人々に快適さを与え、精神的な満足感を提供してくれるものである。都市景観の形成は、行政による整備だけでなく、市民や事業者の協力や参加が求められている。

市民や事業者の協力や参加には、理解度、経済力、立場の違いによって色々な方法があるが、その中でまとまった力となって効果があげられているものに基金制度がある。福岡市の場合、緑化基金制度が設立されており、市、市民からの寄附を基金として、その利子を緑化のための啓発や事業に運用している。

今後、緑化基金に加えて、景観形成に役立つ基金制度（彫刻の基金、シビックトラストなど）を導入して、民間資金を景観形成にうまく利用していくことが、みんながつくる景観への愛着を生み出すことにもなる。



*シビックトラスト

歴史的資源や自然保護及び地域環境の改善、整備に対して、住民や企業が資金を出し合い、民間自らがまちづくりに参画していく制度。

3. 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区の要件

福岡市の都市景観を基本計画に沿って、美しく、魅力的なものにしていくには、それ相当の時間が必要不可欠なことはいうまでもない。理想的には、全体のレベルを徐々にあげていく長期的視点にたった景観形成への対応が必要であるが、現実的には、必要性が高く、可能性や緊急性を備えた具体的な場所等から重点的に整備を図る地区(以下、「重点整備地区」とよぶ。)を選定し、景観の形成を行っていく。



重点整備地区の要件は次のとおりとする。

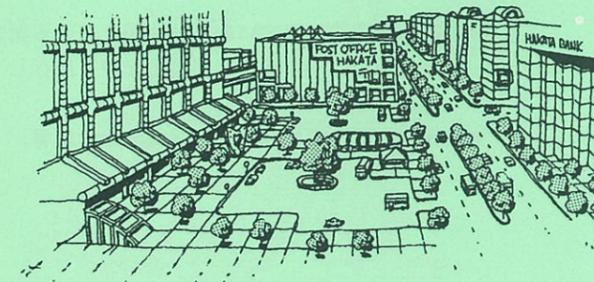
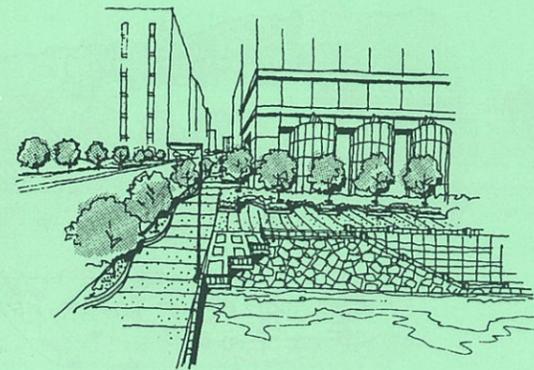
- ア. シンボル地区
福岡市の顔となるシンボル性の高い地区で、今後の国際化・情報化に対応する都市づくりの中心となるべき地区。
- イ. 拠点地区
生活に欠かせない、地域の情報、文化の中心機能を持ち、地域の特性を活かし、個性を感じさせる地区。
- ウ. 自然環境地区
郊外の豊かな自然環境を活かし、緑や水とのふれあいを高めて、ゆとりと広がりのある景観の形成を図る地区。
- エ. 歴史、伝統地区
都市の歴史が刻みこまれた環境や建造物を有し、次代へその伝統・文化を伝えていくべき地区。
- オ. 計画的まちづくり地区
今後、大規模プロジェクトの進行が予定され、計画的なまちづくりをすすめていくべき地区。
- カ. 組織的まちづくり地区
地元住民のまちづくりへの理解・意欲がたかく、住民主体の景観形成が実践可能な地区。

(2) 重点整備地区とその基本方針、イメージ

ア. シンボル地区	東西軸モール 大博通り 渡辺通一帯 セントラルパークゾーン (大濠・舞鶴公園)
-----------	---

基本方針

福岡都市圏だけでなく、九州一円、アジアの拠点としてアピールできる人とまちとの劇的な出会い、物語を生む都市空間を創造する。



- 沿道建物と道路空間が融合し、一体的利用ができる半公共空間の創造。
- 歩く・語らう・集うという都市活動が快適に行える歩行者空間・公開広場を整備する。
- 沿道建物のデザイン・意匠を質の高いものに誘導する。
- 水、緑、歴史を活かした魅力ある公園ゾーンを整備する。

イ. 拠点地区	西新駅周辺 香椎駅周辺 大橋駅周辺 その他の商業集積地区
---------	---------------------------------------

基本方針

生活感のある賑わいと活気のあるまち並みを形成していく。



- 安全な歩行者空間と地域交流の場となる広場整備。
- 統一性のある沿道建物の誘導(高さ・壁面・広告)。
- 彫刻・ストリートファニチャー等による文化的空間の創造。

ウ. 自然環境地区	志賀島・海の中道、 能古島 糸島半島
-----------	--------------------------

基本方針

豊かな自然環境を活かし、自然の美しさと人工の構造物が調和した景観を形成していく。

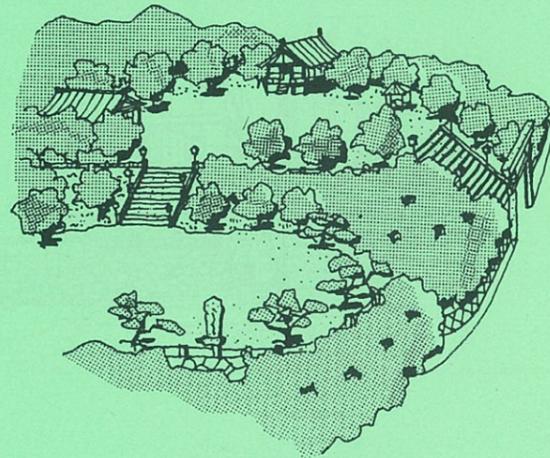


- 電線をなくし、緑や花に包まれた道路づくり。
- 海や空に開かれた景観づくりと眺望点の整備。

エ. 歴史、伝統地区	御供所町界隈 歴史的建物(神社・仏閣)の周辺
------------	---------------------------

基本方針

地区の特徴を表現する歴史的物の保全・活用や昔のまち並みのイメージの再現を地域住民の総意で行っていく。



- 史跡、建造物並びにいわれ、物語を伝える記念碑等を周辺との調和を大切にしながら保存していく。
- 伝統的意匠や素材を基調にした建物の誘導。

オ. 計画的まちづくり地区	ウォーターフロント シーサイドももち等の 海浜ニュータウン 土地区画整理事業地区
---------------	---

基本方針

地区の将来イメージに従い、景観上の誘導を公共・民間が一致協力しながら、計画し実現していく。



- 建物の誘導、規制(用途・規模・高さ・色彩)。
- サイン・ストリートファニチャー、修景施設の統一デザイン化。

カ. 組織的まちづくり地区	住宅地 商店街
---------------	------------

基本方針

住民が自主的に、環境保全・まち並み誘導に関する取り決めを行い、良好な生活空間あるいは商業空間を創造、維持していく。



- 施設緑化。
- 歩行者空間・歩車共存道路整備。
- 建物の意匠・形態の統一。

昭和63年3月発行

福岡市都市景観形成基本計画

編集／福岡市都市整備局

発行／福岡市

福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話 (092)711-4111(代表)

郵便番号 810